

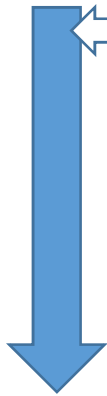
島根県除雪機械運転資格取得支援補助金の手続きの流れ

(1) 交付申請 様式第1号の提出



【交付決定】内容を審査し適当と認めた場合に、島根県が様式第2号により交付決定を通知します

(2) 免許の取得 交付申請内容に従って資格を取得してください



変更がない場合

※変更とは、資格取得者が変更になる場合、取得する資格が変更となる場合、経費が変更となる場合等です

変更がある場合



(3) 変更承認 様式第3号の提出

【変更交付決定】内容を審査し適当と認めた場合に、島根県が様式第4号により変更の交付決定を通知します

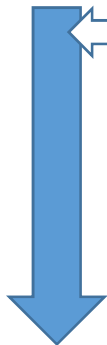


(4) 実績報告 様式第5号の提出



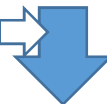
【確定通知】内容を審査し適当と認めた場合に、島根県が様式第6号により補助金の額の確定を通知し、補助金をお支払いします

(5) 補助金の受け取り



補助金受け取り時に
仕入控除税額が明確だった場合

補助金受け取り時に
仕入控除税額が不明だった場合



(6) 仕入れ控除税額の報告 様式第7号の提出

※資格取得後3年以内に除雪作業に従事してください



(7) 除雪作業に従事したことを報告 様式第8号の提出